

予算の あじまし

平成一六年度一二月補正予算は、左表のとおりです。
一般会計補正額の歳入の主なもの、使用料及び手数料

平成16年度12月補正 会計別予算構成表

区分	補正前の額 (千円)	補正額 (千円)	計 (千円)
一般会計	116,934,769	218,336	117,153,105
特別会計			
国民健康保険計	29,395,650	1,001,322	30,396,972
下水道事業会計	12,724,530	88,316	12,812,846
忠生土地区画 忠生土地区画 忠生土地区画 忠生土地区画	2,003,501	-	2,003,501
駐車場事業会計	228,545	-	228,545
老人保健医療計	24,200,722	-	24,200,722
鶴川駅北土地区画 鶴川駅北土地区画 鶴川駅北土地区画	1,300,702	-	1,300,702
介護保険事業計	16,459,249	-	16,459,249
受託水道事業計	4,839,000	230,000	5,069,000
病院事業会計	13,225,401	-	13,225,401
収益的	11,961,300	-	11,961,300
資本的	1,264,101	-	1,264,101
小計	104,377,300	683,006	105,060,306
合計	221,312,069	901,342	222,213,411

・一六五万三千円、国庫支出金・五三〇万円、都支出金・七八八万八千円、財産収入・一億二七五万四千円、寄付金・二〇〇万円、繰入金・八三二万六千円、市債・一六四〇万円です。
歳出の主なもの、財政事務費の財政調整基金積立金九円です。

一三二万二千円、保育所入所運営費の児童保育運営「国制度」一億二六三万一千円、緑地保全費の緑地保全基金積立金一億一七三万円、道路新設改良費の歩道整備工事費（町田駅北口歩道整備工事、モニユメント設置）五〇〇万円です。

請願の 審査状況

平成一六年度第四回定例会には一〇件の請願が提出され、継続となっていた一件とあわせて審査を行いました。結果、三件が採択、二件が不採択、六件が継続審査となりました。

なお、継続審査となっていた請願二件のうち、一件は取り下げられました。

詳細は次のとおりです。
【取り下げられた請願】
鶴川駅前道路北側斜面へのエレベーターの設置にかかわる請願一二月一日起り下げ

採 択

(仮称)町田動物園に関する請願
意見・速やかに願意に沿う

学童保育クラブのさらなる充実を求める請願
老人がいつでも気軽に楽しく利用できる福祉施設(い

不 採 択

東京都に「少人数学級」の実施を求める意見書提出を求める請願
市議会による「キャンプ座間」への米陸軍第一軍団司令部等の移転に反対する決議に関する請願

継 続 審 査

町田の保育に関する請願
住宅の耐震性能を向上させるための耐震補強工事(減災工事)に対する助成措置に関する請願

よう、取り組まれない。「斜面地における建築物の建築制限等に関する条例」を町田市に求める請願
意見・願意に沿うよう、努力されたい。
養育家庭(里親)制度の拡充を求める請願

この施設(を)を新設又は充実するとともに、現玉川学園文化センター(この)の間から、老人利用を排除する動きに対し、断固反対する請願
次世代育成に関する請願
学童保育クラブに通う子ども達が、継続的に安心して安全に通えるような学童運営を求める請願

会議の あじまし

定例会と臨時会

市議会は、毎年三月、六月、九月、一二月の四回開かれます。これを定例会といいますが、このほか、必要に応じて臨時会を開くことがあります。市議会の招集は市長が行います。また、議員定数の四分の一以上の議員から招集の請求があった場合にも、市長は臨時会を招集しなければなりません。

本会議

本会議は全議員で構成し、議員定数の半数以上の出席で成立します。議案の議決など、議会の意思を決定する重要な会議です。

委員会

市議会に提出される議案や請願などは数も多く、内容も幅広い分野にわたっています。それらを慎重に審査するためには、いくつかの部門に分けて専門的に調査・検討する必要があります。そのために、議会には、本会議のほかに内部審査機関として委員会が設けられ、実質的な審査は各委員会でなされています。

委員会には、常設の常任委員会と議会運営委員会、必要に応じて設置する特別委員会があります。

町田市議会には、四つの常

各常任委員会の所管部

企画総務常任委員会

企画部、総務部、税務部、会計課、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、他の(常任)委員会の所管に属さない事項

保健福祉常任委員会

健康福祉部、子ども生活部、市民病院

文教生活常任委員会

市民部、教育委員会

都市環境常任委員会

環境・産業部、清掃事業部、建設部、都市計画部、水道部、下水道部

議会運営委員会

次の事項に関する調査を行います。議案、請願、陳情等を審査します。

特別委員会

特別委員会は、市民生活上、あるいは政治上、特に重要であるとか、二つ以上の常任委員会の所管にまたがり、委員会の連合審査では所期の目的が達せられないような特定の事件の審査や調査をするために必要に応じて議会の議決によって設置されます。

特別委員会は、議会から付

託された事件についてのみ審査・調査を行う能力を持ち、審査・調査が終了すれば消滅します。

法外委員会

町田市議会には、法外委員会として災害対策委員会が設置されています。

災害が発生した時、市が実

施する災害応急対策に積極的を全部記録した「町田市議会会議録」を刊行しています。市政情報課(やまびこ)・市内各図書館・市民フロアー・議会事務局で閲覧できます。

市議会の活動を知るには

次のような方法があります。

議会の傍聴

傍聴は、議会活動に触れる最も身近な方法です。本会議・委員会とも議会事務局(市役所五階)で傍聴券の交付を受ければ、どなたでも傍聴することができます。

傍聴席は、本会議場が八四席、委員会では、第一委員会室・議場ロビーともに三〇席あります。車いす利用、補助犬(盲導犬・聴導犬・介助犬)を同伴しての傍聴もできます。傍聴券は、午前八時三〇分から先着順に交付します。

本会議・委員会の日程等については、議会事務局にお問い合わせください。

このほか、議会事務局、市民センター、各図書館、郵便局、JA各店などにも置いてありますので、ご自由にお持ちください。

市議会ホームページ

インターネット上に町田市議会のホームページを開設しています。

議会の会期日程や議案審議結果等の最新情報や議員の紹介、過去の市議会だよりなどを掲載しています。

また、会議録の検索と本会議のライブ中継・録画放映をご覧いただけます。



委員会室【議場ロビー】



委員会室【第一委員会室】

町田市議会議員の政治活動における虚礼廃止に関する要綱

平成元年二月一日制定 平成二年二月一日改正

この要綱は、「町田市議会議員の政治活動における虚礼廃止に関する決議」に基づき、公職選挙法の規定にかかわらず、すべてにわたり清潔な政治活動を行うことにより市民の信託に応えるため制定するものである。

- 一、企業・団体からの金品等の寄附は受けない。
- 二、資金集めを目的としたパーティー・事業等は行わない。
- 三、町内会・自治会、その他の市の財政援助団体ならびに公的行事への金品等の提供及び祝電・弔電は行わない。
- 四、新聞等への個人名刺広告の掲載は行わない。
- 五、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これに類するあいさつ状(電報その他これに類するものを除く)は廃止する。

この要綱は、平成元年二月一日から適用する。